

経済産業省委託事業

ASEAN におけるドメイン・ネーム制度に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP



タイにおけるドメイン名制度について調査結果の概要は以下のとおりである。

1. 調査結果の概要

(1) ドメイン名登録制度の概要

調査項目	概要
根拠法	ない
関連法規との関係	商標法、著作権法等にドメイン名と関連する規定はない。
レジストリ	Thailand Network Information Center (THNIC) https://www.thnic.co.th/
ドメイン名	.th
ポリシー	Domains Poicy https://www.thnic.co.th/policy Policy of Domain Name Registration under “ไทย” (ドラフト) https://www.thnic.co.th/doc/dotthai_policy_pp20110107%5braft%5d%5ben%5d.pdf Policy of Termination https://www.thnic.co.th/?page=policy_delete
登録要件・手続等	以下のいずれかの場合に「co.th」を登録できる。 ・タイ法人又はタイに駐在員事務所を有する外国法人 →商号又はその略称と同一のドメイン名（1つに限る） ・タイで登録された商標権を有するか、外国商標をタイの駐在事務所が保有していること →当該商標又はサービスマークと同一のドメイン名
申請及び登録の件数	年ごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。2012年12月末日現在の全登録数は、64,158件とのこと。
平均費用及び期間	登録時：1500THB+7%VAT（2年間有効） 更新時：800THB+7%VAT（1年間有効）

	但し、より長期間の分を一括払いすると割引有り。 手続期間：登録及び更新ともに数日程度。
--	--

(2) ドメイン名紛争処理手続についての調査概要

紛争処理機関	なし。
紛争処理方針	なし。
パネルの指名手続	なし。
救済手段	THNIC の規則では、当事者間の紛争は当事者間で解決することとされており、THNIC は紛争解決手続を提供していない。 商標法等を通常の裁判手続によって解決する必要がある。 なお、規則上 THNIC は裁判所の命令によりドメイン名登録を消滅できるものとされており、このような命令を裁判所が為した判例がある。
不服申立手続	なし。
過去 5 年間の紛争件数	入手不能。
平均費用及び平均期間	裁判手続によって解決されるため裁判費用及び期間となる。 但し、ドメイン名を対象した紛争は少数であり、費用と期間についての統計は入手不能。
救済が認められた確率	入手不能。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	Intel Corp. v. Intel Card Industries 最高裁判決 (2005 年) 最高裁判所は、Intel Corp. が世界的に著名であることを理由に、Intel Card Industries は intelcardgroup.co.th とのドメイン名を悪意 (bad faith) で登録したとして、取消を命じた。

2. 根拠法

タイには、ドメイン名制度の根拠となる法律は存在しない。

3. 関連法規との関係

タイには、ドメイン名と他の知的財産権とを関連付けるような条項を含む法律は存在しない。

4. レジストリ

Thailand Network Information Center (THNIC)の正式名称、住所、連絡先等は以下のとおりである。

T.H.NIC Co.,Ltd.
111 Mu 9, Thailand Science Park,
2nd Floor, Room P-206, Thanon Phahon Yothin,
Khlong Nueng, Khlong Luang, Pathum Thani, Thailand 12120
TAX ID : 3181081257
TAX ID (NEW) : 0135542000672
Tel : 0-2105-4007, Fax : 0-2564-8033
staff@thnic.co.th

5. ドメイン名の種類

THNIC が管理する国別トップレベルドメイン名(ccTLD)は、「.th」であり、以下の7つのセカンドレベルドメイン名を登録できる。

- .co.th (営利法人及び企業)
- .ac.th (学術機関)
- .go.th (政府機関、例えば政府各省庁や組織)
- .net.th (インターネットサービス提供者)
- .or.th (非営利団体)
- .mi.th (軍の使用)
- .in.th (個人若しくは企業)

6. ポリシー

THNIC が定めるドメイン名に関するポリシーは以下のとおりである (いずれも英文)。

① Domains Poicy

<https://www.thnic.co.th/policy>

② Policy of Domain Name Registration under “.ไทย” (ドラフト)

https://www.thnic.co.th/doc/dotthai_policy_pp20110107%5bdraft%5d%5ben%5d.pdf

③ Policy of Termination

https://www.thnic.co.th/?page=policy_delete

7. 登録要件・手続等

5で述べたとおり、営利法人及び企業は、「co.th」のみを登録できる。
しかし、以下のような制限が存在している。

対象者	登録できるドメイン名
① タイで登録された法人 ② タイに駐在員事務所を有する外国法人	商号又はその略称と同一のドメイン名 (1つに限る)
① タイで登録された商標権を有する者 ② 外国商標を保有しているタイの駐在事務所	商標/マークと同一のドメイン名 (商標/マークが異なれば複数登録可能)

8. 過去5年間の登録申請数及び登録数（もしあれば）

過去5年間の年毎の登録申請数及びごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。

2012年12月末日現在の全登録数は、64,158件とのことであった。

この数は、タイの経済規模に比較して非常に少数であるように思えるが、前述のとおり、タイでは「co.th」の登録要件が非常に厳しく、自己の商業又は略称、若しくは保有する商標と同一のドメイン名しか登録が許されないためであると考えられる。

9. 登録に要する平均の費用及び時間

登録に要する費用は以下のとおりである²⁴。

登録時：1500THB+7%VAT（2年間有効）

更新時：800THB+7%VAT（1年間有効）

但し、より長期間の分を一括払いすると割引有り。

手続期間は、登録及び更新ともに数日程度とのことであった。

10. ドメイン名紛争処理手続

タイの国別ドメイン名に関しては、紛争処理手続が定められていない。

THNICの規則²⁵によれば、ドメイン名に関する私人間の紛争は、当事者間で解決するも

²⁴ 詳細については、THNIC ウェブサイトに掲載された料金表を参照されたい。

<https://www.thnic.co.th/price>

のとされており、ドメイン名紛争解決処理手続は存在しない。

したがって、ドメイン名に関する紛争は、裁判所（あるいは ADR）において、商標権、刑法等の規定に基づき争われることになる。例えば、ある商標権を保有する者が自己の商標に類似するドメイン名が登録され、使用されていることを発見した場合には、当該ドメイン名の使用が商標の使用に該当するとして、商標法の規定に基づき民事上の差止め及び損害賠償を行うことが考えられる。また、当該ドメイン名の使用が名称に関する刑法の規定（典型的なものとして他人のビジネスを誤認させる目的で他人の名称等を使用することを禁止したタイ刑法第 272 条(1)が挙げられる。）に抵触する場合に、刑事罰の発動を求めることも考えられる。

以上のとおり、タイの国別ドメイン名については、裁判外の簡便な紛争処理手続であるドメイン名紛争解決手続は用意されていない。

なお、THNIC の規則上、THNIC は裁判所の命令によりドメイン名登録を消滅できるものとされており、このような命令を裁判所が為した判例がある（下記参照(9)）。

(1) 不服申立手続紛争処理機関のリスト

紛争処理機関そのものが存在しない。

(2) 紛争処理方針

存在しない。

(3) 紛争処理パネルの指名手続

存在しない。

(4) ドメイン名取消、移転等の救済手段の内容・要件等

冒頭で述べたとおり、商標法、刑法及び民商法等の規定に基づき裁判において紛争を解決することになる。したがって、各法令の権利侵害等の要件に従って争われ、請求が認められれば、当該法令の定める救済（例えば差止め命令）を得ることができる。

²⁵ **Solving conflicts** : THNIC will not be an arbiter of conflicts that may occur between holders of domain names. It is the responsibility of each applicant to research in our name registry before choosing a domain name. Also, THNIC is not responsible for the name chosen by each applicant if later found unsuitable by other entities. However, if a conflict occurs during the registration procedure, THNIC will hold the process until the case has been settled in a written legal agreement signed by both parties and a court of legal and submitted to THNIC

(5) 紛争処理決定機関の決定に対する不服申立手続（裁判所への出訴等）

存在しない。

(6) 過去 5 年間の紛争件数

存在しない。

(7) 決定までの平均費用及び平均期間

裁判手続によって解決されるため裁判費用及び期間となる。

但し、ドメイン名を対象した紛争は少数であり、費用と期間についての統計は入手不能であった。

(8) 救済が認められた確率

存在しない。

(9) 著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立

Intel Corp. v. Intel Card Industries 最高裁判決No.5113/2548（2005年）²⁶

同判決は、ドメイン名の冒認についてタイの裁判所が判断した最初のケースとなった。

2001年1月、半導体チップの製造業者として世界的に著名なIntel Corp.は、タイの法人であるIntel Card Industries Co., Ltd.が、intelcardgroupe.comとのドメイン名を登録していることに気がついた²⁷。そこでIntel Corp.はタイ民商法の商号に関する規定²⁸、及び商標権侵害に基づき、Intel Card Industriesという商号

²⁶ なお、本判決についてより詳細な情報を入手できるよう現地協力事務所に依頼したが、記載した以上の情報は最高裁判所によっても公開されておらず入手できないとのことであった。

²⁷ 本件で対象となったドメイン名は、.comであり、.thではない。.comドメインについては、ICANNの定める統一ドメイン名紛争処理方針が適用されWIPO等での紛争解決手続を選択することができるが、本件は最初からCIPITCに提訴され、その後タイの最高裁判所で争われたものである。このように本件は.thドメイン名の紛争ではないが、.thドメインの紛争であっても同様と考えられるので紹介するものである。

²⁸ ここにいうタイ民商法の規定は、タイ民商法18条を指すものと推測されるが、必ずしも判然とはしない。タイ民商法第18条：もし、資格を与えられた個人による名前の使用権が他者と争われた場合、もしくは資格を与えられた個人の所有権が、他者が同じ名前を許可なく信用することによって侵害された場合、その者は、その侵害の禁止を要求することが出来る。もし侵害が継続して行われていることが認められた場合には、その者は差止を請求することができる（日本貿易振興会「JETRO模造品対策マニュアルタイ編」（2008年3月）97頁参照）。

そのもの及びintelcardgroupe.comのドメイン名双方の使用の差止めを求めたものである。

これに対して、Intel Card Industries Co.,は、Intel とは知性を意味するIntelligence の略語に過ぎず、タイにおいては当時 32 もの会社が商号に Intel を含んでいたであるから、混同のおそれはないと反論した。

これに対して、第 1 審のタイ知的財産権及び国際取引中央裁判所 (CIPITC) も最高裁²⁹も、Intel Corp.のIntelとの名称は世界的に著名であることを認め、Intel Card Industries Co.,が、悪意 (bad faith) により「Intel」との語を含む商号及びドメイン名を使用している判断し、またドメイン名について民商法の商号に関する規定を適用した点については、ドメイン名は、今や単にインターネット上の住所を表すものだけでなく、商号に準ずるものであると判断して、民商法及び商標法の規定に基づき、Intel Card Industries という商号及びintelcardgroupe.comのドメイン名双方の差止めを認容した。

²⁹ 知的財産に関するタイの裁判制度は、CIPITC と最高裁の 2 審性である。

経済産業省委託

ASEAN におけるドメイン・ネーム制度に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。